破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６１３号

栃木県真岡市東光寺２丁目14番地４

債務者　成田アタイデこと　アタイデ　リベイロ

1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４０号

栃木県宇都宮市中戸祭１丁目１番36号　グランドールＫ－１－206、前住所栃木県宇都宮市西川田町３番地４　モダンヒルズ103

債務者　関　　千華（旧姓鴫原）

1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時40分

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５０号

栃木県宇都宮市御幸ケ原町150番地40

債務者　増渕恵美子

1　決定年月日時　平成26年１月10日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４号

栃木県宇都宮市峰町248番地３　芭蕉ハイツ204

債務者　籔原　耕司

1　決定年月日時　平成26年１月10日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９号

神奈川県川崎市麻生区片平４丁目22－３－101

債務者　吉田桂太朗

1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０号

東京都小金井市緑町４丁目15―49―101

債務者　廣隆　昭二

1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１号

東京都小金井市緑町４丁目15―49―101

債務者　廣隆　淳子

1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部